

豊橋市監査公表第23号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定例監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和7年3月31日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

定例監査等の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業
市民病院事務局
管理課、医療情報課、医事課

第2 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日 程
監査委員事務局 による予備監査	市民病院及び 監査委員事務局執務室	令和7年1月6日～令和7年2月25日
監査委員による 監査	監査委員室	令和7年2月26日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、対象となった各課（工事担当課を含む。）に対し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経済性が発揮されているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

第4 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたものの、2件の指摘事項及び4件の意見が見受けられた。

指摘事項

1 復命について

医師の復命について、職員服務規程に用務概要を復命しなければならないとあるにもかかわらず、復命書に用務概要の添付や記載のないものが散見された。旅行命令に従って旅行や用務を行ったことが正確に確認できるよう、当該規程にのっとり適正な復命処理をされたい。

2 工事監理業務について

感染症病棟整備工事監理業務において、対象工事の工期を延長したにもかかわらず、業務期間を延長しなかったため、業務期間後に一部の業務を履行させていた。業務内容に変更が生じた場合には、適正に契約を変更されたい。

意見

1 契約事務について

委託契約書において、委託金額の前に「金」・「¥」といった改ざん防止が記載されていない事例があったので、契約書のチェック体制を強化するなど、適切な事務処理に努められたい。

2 賃借料について

令和5年度の市民病院職員公舎賃借料において、第5回目の検査時に履行確認した年月日と検査職員の氏名が記載されていなかった。このことはチェックが不十分であることが原因なので、課内のチェック体制を確立し、適切な事務処理に努められたい。

3 事業の履行確認について

エネルギーサービス事業の履行確認検査において、実施要領書に記載されている定期点検・法定点検等の管理記録及び各機器のメンテナンス記録等を口頭により報告を受けて履行確認していた。受託者に対してはこれらの記録を含んだ報告書の提出を求めるとともに、業務の適切な履行確認に努められたい。

4 診療費後払いサービスについて

令和3年4月より診療費後払いサービスを導入し、患者の利便性の向上と会計待ち時間の短縮を図っており、令和7年1月より利便性の高い新サービスへ更新を行っている。しかしながら利用率は5%程度となっているので、新サービスの周知とともに利用者の増加を図り、会計待ち時間の更なる短縮に努められたい。